

○総務省告示第十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条第一号の規定に基づき登録の公示をした登録外国適合性評価機関について、住所変更があったので次のとおり公示する。

令和六年一月十六日

総務大臣 松本 剛明

- 1 名称 Bureau Veritas Consumer Products Services, Inc.
- 2 変更後の住所 One Distribution Center Circle, Suite #1, Littleton, MA, 01460, United States of America
- 3 登録に係る区分 電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2の2第1項第1号に掲げる事業の区分
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第4条第1号に掲げる区分